

株式取扱規程

三和ホールディングス株式会社

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱い(株主の権利行使に際しての手續等を含む。)ならびに手数料については、当会社定款の規定に基づき、本規程の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)ならびに口座管理機関である証券会社および信託銀行等(以下「証券会社等」という。)の定めるところによる。

- ② 当会社および当社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等は、本規程の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第 2 条 当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は以下のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(請求または届出)

第 3 条 本規程による請求または届出は、当会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求または届出が証券会社等および機構を経由して行われる場合ならびに第 23 条第1項に定める場合は、この限りではない。

- ② 前項の請求または届出について、代理人より行うときは代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を、提出しなければならない。
- ③ 当会社は、第1項の請求または届出が証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求または届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。
- ④ 当会社は、第1項の請求または届出をした者に対し、その者が株主または代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
- ⑤ 当会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求または届出を受理しない。

第2章 株主名簿への記載または記録等

(株主名簿への記載または記録)

第 4 条 当社は、機構により受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載または記録を行う。

- ② 当社は、株主名簿に記載または記録される者(以下「株主等」という。)の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載または記録を変更する。
- ③ 前 2 項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載または記録を行う。

(株主名簿に使用する文字等)

第 5 条 当社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載または記録するものとする。

(新株予約権原簿への記載または記録等)

第 6 条 新株予約権原簿への記載または記録、新株予約権に係る質権の登録、移転または抹消、信託財産の表示または抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

- ② 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第3章 諸 届

(株主等の住所および氏名または名称の届出)

第 7 条 株主等は、住所および氏名または名称を当会社に届け出なければならない。

- ② 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(外国居住株主等の届出)

第 8 条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するかまたは通知を受ける場所を定めて、これを届け出なければならない。

- ② 常任代理人は、前条第1項の株主等に含まれるものとする。
- ③ 第1項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(法人の代表者)

第 9 条 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名および氏名を届け出なければならない。

- ② 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(共有株式の代表者)

第 10 条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めてその住所および氏名または名称を届け出なければならない。

- ② 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(法定代理人)

第 11 条 親権者または後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所、氏名または名称を届け出なければならない。

- ② 前項の届出、変更または解除は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(その他の届出)

第 12 条 第7条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して届け出るものとする。

ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

- ② 証券会社等で受理または取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

(新株予約権者の届出事項等)

第 13 条 当社の新株予約権原簿に記載または記録される者の届出事項およびその届出方法については第7条から前条までの規定を準用する。ただし、第6条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

第4章 単元未満株式の買取り

(買取請求の方法)

第14条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

(買取価格の決定)

第15条 単元未満株式の買取単価は、前条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

- ② 前項による買取単価に、買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払い)

第16条 当社は、当社が別途定めた場合を除き、買取価格の決定日の翌日から起算して4営業日目に、買取請求者に買取代金を支払う。

- ② 前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに支払う。

(買取株式の移転)

第17条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条の規定による買取代金の支払い手続を完了した日に当社の口座に振り替えられるものとする。

第5章 単元未満株式の買増し

(買増請求の方法)

第18条 単元未満株式の買増しを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

(買増請求の受付停止)

第 19 条 当社は、次の各号に定める日から起算して 10 営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止する。

- (1) 3月 31 日
 - (2) 9月 30 日
 - (3) その他の株主確定日
- ② 前項のほか、当会社または機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

(買増請求の制限)

第 20 条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、買増請求のために保有する自己株式数を超えるときは、買増請求の効力は生じないものとする。

(買増価格の決定)

第 21 条 単元未満株式の買増単価は、第 18 条の請求が、第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

- ② 前項による買増単価に、買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

(買増株式の移転の時期)

第 22 条 買増請求を受けた単元未満株式は、買増代金が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に買増請求者の口座に対する振替の申請を行うものとする。

第 6 章 少数株主権等の行使方法

(少数株主権等の行使方法)

第 23 条 社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第 147 条第 4 項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、記名押印した書面により、証券会社等が交付した個別株主通知(振替法第 154 条第 3 項に定める通知をいう。)に係る受付票を添付して行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

- ② 前項の少数株主権等の行使については、第 3 条第 2 項、第 4 項および第 5 項を適用するものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類)

第 24 条 前条第 1 項の定めるところにより株主提案権が行使された場合、提出議案につき、以下の記載の字数を超えるときは、株主総会参考書類にその概要を記載することができるものとする。

(1) 提案の理由

各議案ごとに 400 字

(2) 取締役および会計監査人の選任に関する事項

各候補者ごとに 400 字

第7章 手 数 料

(手数料)

第 25 条 当会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。

② 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

第8章 雑 則

(総株主通知に係る正当な理由)

第 26 条 振替法第 151 条第8項に定める正当な理由があるときとして、当社がこの規程に定めるものは次のとおりとする。

(1) 当社株式に対する公開買付開始公告がなされ、取締役会が、直近の株主に対する文書の発送を行うべきと判断したとき。

(情報提供請求に係る正当な理由)

第 27 条 振替法第 277 条に定める正当な理由があるときとして、当社がこの規程に定めるものは次のとおりとする。

(1) 特定の者またはグループに属する者およびその特別関係者が当社株式の 20%以上を取得していることが疑われる場合。

(2) 特定の者が当社に対して少数株主権等行使する旨を通知したとき。

(3) 大量保有報告書が提出された場合に、その所有名義を確認するために必要があるとき。

沿 革

1963年 6月 15日	制 定
1963年 11月 18日	名義書換代理人設置に伴う改正
1967年 4月 17日	商法の一部改正に伴う改正
1967年 9月 4日	第 18 条(株券の種類)の改正
1977年 8月 8日	第 25 条の改正ならびに全文の字句の修正
1979年 10月 8日	第 2 条第 2 項名義書換代理人の住所変更に伴う改正
1982年 9月 6日	商法の一部改正に伴う改正
1991年 12月 20日	株券保管振替制度導入に伴う改正
1994年 6月 29日	第 2 条(名義書換代理人)、第 30 条(買取り代金の支払い)の改正
1994年 11月 18日	第 30 条(買取り代金の支払い)の改正
1999年 10月 25日	第 30 条 (買取り代金の支払い)、第 32 条 (手数料) の改正
2001年 10月 26日	商法の一部改正に伴う改正、民法の一部改正 (成年後見制度) に伴う改正、名義書換代理人の商号変更に伴う改正
2002年 6月 25日	財団法人証券保管振替機構が株式会社化することに伴う変更、会社関係書類の電子化に伴う規定の整備、附則に定める実施日の変更
2003年 3月 27日	商法の一部改正に伴い、株券失効制度が創設されたことおよび株券再発行の明確化を図るための条文の追加、削除および所要の変更
2003年 6月 25日	商法の一部改正に伴う単元未満株式買増制度に関する条文の追加、一部所要の変更
2005年 10月 1日	名義書換代理人の合併に伴う変更、名義書換代理人事務取扱場所および同取次所の変更、名義書換代理人事務取扱場所の削除、一部所要の変更
2006年 6月 23日	会社法施行に伴う改正
2007年 10月 1日	郵政民営化により、郵便局における預金関係業務が株式会社ゆうちょ銀行に移管されたことに伴う改正
2008年 2月 8日	第 23 条 (株券の種類) の改正
2009年 1月 5日	株券電子化に伴う株券の発行に関する条文の改正および削除、 「株券等の保管及び振替に関する法律」の廃止に伴う条文の改正および削除、 株券電子化に伴う事務上の取扱いの変更等に関する条文の改正、新設および削除
2020年 3月 27日	第 24 条から、監査役を削除 第 27 条から、買収防衛策を削除